

子育て未来支援金のお知らせ

東北町では、長期的な子育てに係る負担軽減と子どもの健やかな成長を支援することを目的とし、子どもの成長とともに子育て未来支援金を給付します。

★子育て未来支援金の額（※住所を有する年数に要件あり）

	出生時	小学校入学時(最大)	中学校入学時(最大)
第2子	100,000円	50,000円	50,000円
第3子	100,000円	100,000円	100,000円
第4子	100,000円	200,000円	200,000円
第5子以降	200,000円	350,000円	350,000円

☆対象児童

令和5年4月2日以降に出生した**第2子以降の児童**

☆受給対象者

対象児童と住所及び生計を同じくする**東北町に住所を有する保護者**

☆受給対象者の住所要件

【出生時】(※①、②どちらかを満たす必要があります。)

- ①出生時まで継続して1年以上東北町に住所を有すること
- ②出生時まで1年を経過していないときは、出生前後を通じて1年以上東北町に住所を有すること

【小学校入学時】

出生時から小学校入学時の属する月の初日までの間、通算して5年以上東北町に住所を有すること
(※住所を有する年数が満たない場合、年数に応じて減額となります。ただし、1年未満は対象外となります。)

【中学校入学時】

小学校入学時の属する月の初日から中学校入学時の属する月の初日までの間、通算して5年以上東北町に住所を有すること

(※住所を有する年数が満たない場合、年数に応じて減額となります。ただし、1年未満は対象外となります。)

☆支援金の給付除外

下記に該当する場合は、給付除外となります。

- ①現に東北町に住所を有しないと認められるとき
- ②給付を辞退したとき
- ③町税、国民健康保険税及び保育料の滞納があるとき
- ④給付事由の発生から1年が経過したとき
- ⑤他の保護者が同一の対象児童について既に受給しているとき
- ⑥その他町長が適当でないと認めたとき

☆申請書の提出及び給付の決定

- ・支援金の給付を受けようとするときは、福祉課 児童福祉係に申請書を提出して下さい。
- ・申請があったときは、審査を行い、給付の可否を決定します。
- ・給付決定した場合、支援金は申請者の口座へ振込いたします。

☆留意事項

- ・小・中学校入学時とは、その対象児童が初めて入学するときのこととします。(※転校・転学等は対象外)
- ・保護者に該当する者が複数いる場合、夫婦の場合はどちらが申請しても構いませんが、養育者の場合は親権や監護権の有無も含めて総合的に判断します。